

○警察体力検定等の実施に関する訓令

令和3年7月30日
県警察本部訓令第11号

警察体力検定等の実施に関する訓令を次のように定める。

警察体力検定等の実施に関する訓令

長野県警察職員の警察体力検定等に関する訓令（平成15年長野県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察官の警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（体力検定等の目的）

第2条 体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

（推進体制）

第3条 推進体制は、次のとおりとする。

(1) 運営責任者

警察本部長は、教養課長を運営責任者に指定し、体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営を行わせるものとする。

(2) 実施責任者

運営責任者は、各所属の長を実施責任者に指定し、体力検定等を計画的かつ安全に実施させるものとする。

(3) 推進責任者

実施責任者は、所属の警部以上の階級にある警察官又は警部相当職以上の職にある警察行政職員の中から推進責任者を指定し、効果的かつ安全な実施計画を策定させ、実効ある体力検定等の実施に努めさせるものとする。

(4) 立会責任者

実施責任者は、所属の警部補以上の階級にある警察官又は警部補相当職以上の職にある警察行政職員の中から立会責任者を指定し、所属の体力検定等の実施に必ず立ち合わせ、安全かつ適正な体力検定等の実施に努めさせなければならない。

(5) 測定責任者

実施責任者は、所属の警察官又は警察行政職員のうち体力検定等の実施に関する研修等を受けた者の中から測定責任者を指定し、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めさせなければならない。ただし、測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

（体力検定等の対象及び実施基準）

第4条 体力検定等の対象は、警察官とする。

2 体力検定等は、年1回以上実施するものとする。

（体力検定等の種目及び実施要領）

第5条 警察体力検定の種目は、「JAPPAT」（ジャパット）とする。

2 体力テストの種目は、次のとおりとする。

(1) 握力

(2) 上体起こし

(3) 長座体前屈

(4) 反復横とび

(5) 20mシャトルラン（往復持久走）

(6) 立ち幅とび

3 体力検定等の実施要領は、別に定める「JAPPAAT実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）及びスポーツ庁の「新体力テスト実施要領」（以下「体力テスト実施要領」という。）の定めるところによるものとする。

（受検結果の評価等）

第6条 受検結果の評価等は、次のとおりとする。

(1) 受検結果の報告

実施責任者は、体力検定等の受検結果を速やかに運営責任者に報告しなければならない。

(2) 評価

ア 警察体力検定

マニュアルに基づく級位の認定

イ 体力テスト

体力テスト実施要項に基づく体力判定

(3) 評価の通知

運営責任者は、受検結果の評価を実施責任者に通知するものとする。

（結果の活用）

第7条 運営責任者は、体力検定等の所属ごとの傾向、部門ごとの傾向等を分析し、これを教養訓練の施策に反映させるとともに、警察官の体力水準向上のための施策を積極的に講じるものとする。

（体力検定等の効力）

第8条 体力検定等の結果は、認定の日から翌年度末まで有効とする。ただし、当該有効期間内に新たに認定を受けた場合は、その評価をもって有効とする。

（安全管理）

第9条 体力検定等を実施する際には、マニュアル及び体力テスト実施要項に従い適正かつ安全に実施しなければならない。

2 体力検定等実施前は、施設及び使用器具の安全点検を確実に実施するとともに、受検者の健康状態、既往症等を把握し、体力検定等実施に支障がないことを確認しなければならない。

3 体力検定等実施場所の気温及び湿度に配意し、熱中症事故防止に努めなければならない。

4 体力検定等を実施する際には、運動に適した服装を着用させるとともに、準備運動及び整理運動を十分に行わせ、受傷事故防止に努めなければならない。

5 警察体力検定を実施する際には、検定終了直後の転倒を防止するための補助員を必ず配置しなければならない。

6 体力検定等実施中は、常に受検者の動静に注視し、異常を認めたときは、直ちに体力検定等を中断させ必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第10条 警察大学校及び管区警察学校（以下「警察大学校等」という。）において実施した体力検定等の結果については、警察大学校等において作成した結果の記録を受検者の所属する運営責任者に通報することにより、体力検定等の結果として計上できるものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年8月1日から施行する。